

# 学校跡地が利用できます

新「山川小学校」の開校に伴い、閉校となった3つの小学校の体育館と運動場を、令和4年3月末まで、暫定的に地域の皆様が利用できます。

令和4年4月以降の利用については、今後策定する「跡地活用の基本方針」で決定される予定です。

## ・ 利用できる施設

旧山川小学校、旧徳光小学校、旧利永小学校の  
体育館と運動場



## ・ 利用対象等

旧小学校区内の区や地区、子ども会、老人クラブなどの団体が、  
区や地区の運動会や子ども会の行事などのために利用できます。

## ・ 利用できる期間

午前6時から午後6時までなら、いつでも利用できます。  
年末年始の利用もできます。

## ・ 利用料金

無料です。



## 利用の手続き等

- ① 利用するときは、事前に申請が必要です。申請先は教育委員会です。
- ② 体育館を利用するときには、鍵を教育委員会または山川支所で借ってください。
- ③ 施設の利用によって起きた事故、傷害等については、教育委員会は責任を負いません。利用するときは安全対策を十分にして、必要に応じて保険等に加入してください。

## 利用の際のお願い

- ① 体育館・運動場は、現状のまま利用してください。もし、草刈りなどが必要な場合には、利用される方が行ってください。
- ② 火気は使用できません。
- ③ 水道は使用できます。節水にご協力ください。
- ④ トイレは使用できます。トイレトーパーなどは置いてありませんので、必要なときは準備してください。
- ⑤ 利用後は清掃をお願いします。＊ゴミ拾い、床の清掃、トイレ掃除など。
- ⑥ 運動場内に設置してある遊具やサッカーゴール等は、危険防止のため利用はできません。必要な場合は、利用される方が準備してください。
- ⑦ 体育館内にある備品等は利用できます。後片付けをお願いします。

## 問合せ先

指宿市教育委員会 学校整備室  
望ましい学校づくり推進係

〒891-0497 指宿市十町 2424 番地  
☎ 0993-22-2111 FAX 0993-22-2154  
✉ kyoiku-seibi@city.ibusuki.jp

